

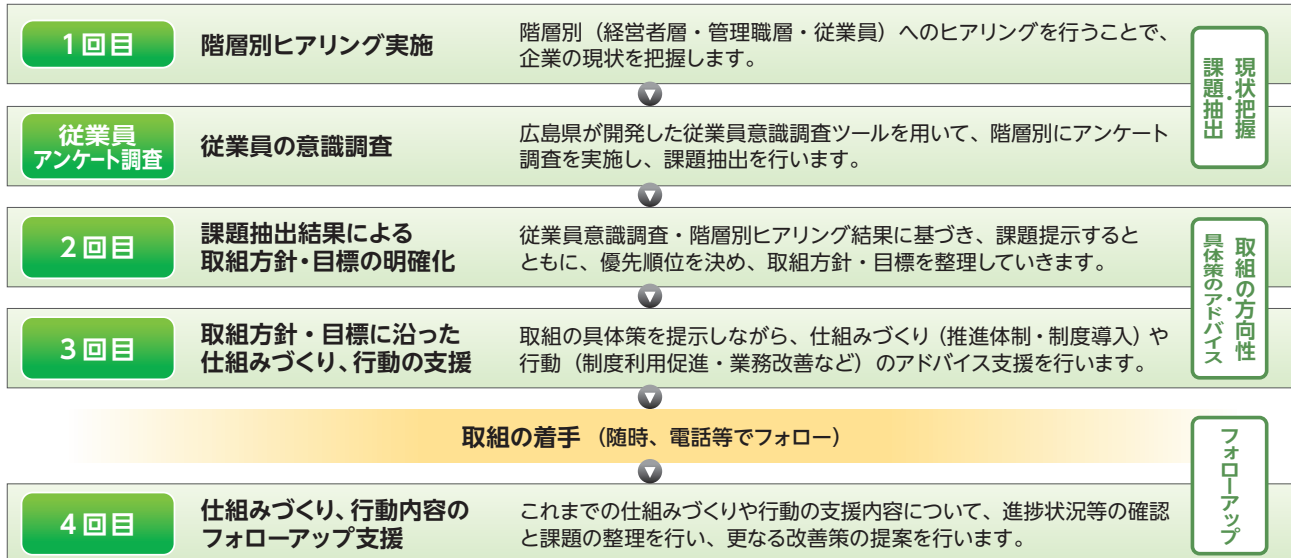
働き方改革コース

実施期間 支援決定後～令和3年2月末

支援日程は調整のうえ、決定します

外部視点アドバイザー（社会保険労務士）が、計4回程度の訪問・電話・メール等でアドバイスをを行いながら、支援企業の皆さまとともに次の内容を実施します。

▶ **標準的な事業の流れ** ※支援の流れや手順は、企業の状況によって柔軟に実施します。



過去参加企業の声

時間外労働削減

残業が慢性化しており、全社一斉のノー残業デーも、部署によっては守られていなかった。部署や職種によって繁閑日が異なっており、画一的に実施しようとするのが形骸化の一因とのアドバイスを受けて、部署別・個人別に曜日を設定したノー残業デーに変更。まずは徹底していくことで従業員の意識も変えていきたい。

（製造業 従業員 200名程度）

有休取得促進

アドバイザーによるヒアリングの結果、有休の残日数や有休の仕組みを従業員がきちんと把握できていないことがわかり、個人毎・店舗毎で有休管理簿を作成し、取得状況を全員で共有。今後は計画有休も実施し、取得に向けてお互い協力し合えるような支援体制を作っていきたい。

（サービス業 従業員 100名程度）

業務の効率化

営業時間が決まっている店舗運営において、どう生産性をあげていいか悩んでいた。アドバイザーと相談し、繁閑時間に差があることに注目。業務内容を見える化し、閑散時間にできる業務を洗い出して、実施した。

（卸小売業 従業員 50名程度）



従業員のモチベーション向上

従業員の技能向上のために、資格取得時に奨励金を支給してきたが、今後は資格取得者には月次給与としての手当を支給。資格を早く取得したくなるようなしくみをつくった。ほかにもメンター制度の資料など、当社が必要となりそうな資料や外部のセミナー情報を提供してもらえたのでよかった。

（建設業 従業員 30名程度）

▶▶▶ 詳細内容は募集要項もしくはホームページをご覧ください。◀◀◀

このコースは広島県から委託を受けた「広島県社会保険労務士会」が実施します。